

○市民農園整備促進法関係三段表（令和七年六月一日現在）

法 律	政 令	省 令
○市民農園整備促進法 （平成二年六月二十二日法律第四十四号） （最終改正…令和四年六月十七日法律第六十八号） （目的） 第一条 この法律は、主として都市の住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。 2 この法律において「市民農園」とは、第一号に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体をいう。 一 主として都市の住民の利用に供される農地で次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）第二条第二項に規定する特定農地貸付け（第十一条第一項において「特定農地貸付け」という。）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十条に規定する特定都市農地貸付け（第十一条第一項において「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される農地 ロ 相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地（賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を伴わないで当該農作業の用に供されるものに限る。） 二 前号に掲げる農地に附帯して設置される農機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の保全又は利用上必要な施設（以下「市民農園施設」という。） （基本方針） 第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において相当数の市民農園の整備が見込まれる場合において、その適正かつ円滑な整備を図ることが必要であると認めるときは、市民農園の整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項	○市民農園整備促進法施行令 （平成二年九月十四日政令第二百七十二号） （最終改正…令和三年七月十四日政令第二百五号）	○市民農園整備促進法施行規則 （平成二年九月十四日農林水産省・建設省令第一号） （最終改正…令和六年三月二十五日農林水産省・国土交通省令第三号）

- 4 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村地域の振興に資するように定めるものではない。
- 5 基本方針は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 6 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することができる。
- 7 都道府県知事は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

定を総て当該市町村の区域外の一定の区域に以て招ける要件に該当するもの（市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。第七条第一項において同じ。）内にある区域を除く。）を市民農園として整備すべき区域（以下「市民農園区域」という。）として指定することができる。

- 一 当該区域内に相当規模の一団の農地が存在し、かつ、その自然的条件及び利用の動向からみて、市民農園としての利用することが適當と認めらるること。
- 二 当該区域の位置及び規模からみて、その周辺の地域における農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。次条第三項において同じ。）の農業上の効率のいかつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

三 交通施設の整備の状況その他都市の住民の利用上必要な立地条件からみて、市民農園の利用者が相当程度見込まれる区域であること。

- 2 市町村は、市民農園区域を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 市町村は、市民農園区域を指定したときは、遅滞な

4 市町村は、基本方針の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、その指定した市民農園区域を

5 更なるものとする。

第二項及び第三項の規定は、前項の規定による市民農園区域の変更について準用する。

(交換分合)

第五(五)条 市町村は、前条第一項の規定により市民農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によりその指定した市民農園区域を変更しようとする場合において、その指定し又は変更しようとする市民農園区域内におけ

[illegible]

二項		

十五号)第七十二条の五の規定は、法第六六条において準用する土地改良法第九十九条の規定は、法第六六条において準用する土地改良法第九十九条の規定は、法第六六条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十二条の五及び第七十四条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替へるものとする。

四、農林水産省令・国土交通省令で規定する市街地開発事業の施行区域その他の区域に規定するもの（を除く。）内において市民農園を開設しようとする者は、農林水産省令・国土交通省令で定めるところにより、市民農園の整備及び運営に関する計画（以下「整備運営計画」という。）を定め、これを申請書に添えてその所在地を管轄する市町村に提出して、当該市民農園の開設が適当である旨の認定を受けることができる。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十一条

二 都市計画法第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地（同法第四条第十五項に規定する都

おいて準用する同法第六十二條第一項の規定による告示があつた同法第四條第六項に規定する都市計画

三、都市計画法第十二條第五項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四條第七

四 都市計画法第六十二條第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第六十三條第二項

第六号に掲げるものを除く。）に係る事業地の区域

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二十八条一を

令第七十二号（第十七条の四）までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する。土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

(市民農園の開設の認定申請手続)

表者の氏名を記載した申請書を市町村長に提出しなければならぬ。

二 市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び重割と表示した平面図

3 第一項の規定により申請書を提出する場合において、

しなけれはならない。たゞし、意見を求めた日から三十日を経過してもその意見を得られない場合には、その事由を已成し、書面を添付し、意見を求めた。

都市計画の第一項の規程により施行予定者が定められている防都市計画施設（公園及び緑地を除く。）の区域

- 2 前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を記載しななければならない。
 - 一 市民農園の用に供する土地の所在、地番及び面積
 - 二 市民農園の用に供する農地の位置及び面積並びに第二項第一号に掲げる農地のいずれに属するか
 - 三 市民農園施設の位置及び規模その他の市民農園施設の整備に関する事項
 - 四 利用者の募集及び選考の方法
 - 五 利用期間その他の条件
 - 六 市民農園の適切な利用を確保するための方法
 - 七 資金計画
 - 八 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

- 3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。
 - 一 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。

- （整備運営計画に記載すべき事項）
 - 一 通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 市民農園の開設の時期
 - 二 市民農園の開設の時期
 - 三 市民農園の開設の時期
 - 四 市民農園の開設の時期
 - 五 市民農園の開設の時期
 - 六 市民農園の開設の時期
 - 七 市民農園の開設の時期
 - 八 市民農園の開設の時期
 - 九 市民農園の開設の時期
 - 十 市民農園の開設の時期
 - 十一 市民農園の開設の時期
 - 十二 市民農園の開設の時期
 - 十三 市民農園の開設の時期
 - 十四 市民農園の開設の時期
 - 十五 市民農園の開設の時期
 - 十六 市民農園の開設の時期
 - 十七 市民農園の開設の時期
 - 十八 市民農園の開設の時期
 - 十九 市民農園の開設の時期
 - 二十 市民農園の開設の時期
 - 二十一 市民農園の開設の時期
 - 二十二 市民農園の開設の時期
 - 二十三 市民農園の開設の時期
 - 二十四 市民農園の開設の時期
 - 二十五 市民農園の開設の時期
 - 二十六 市民農園の開設の時期
 - 二十七 市民農園の開設の時期
 - 二十八 市民農園の開設の時期
 - 二十九 市民農園の開設の時期
 - 三十 市民農園の開設の時期
 - 三十一 市民農園の開設の時期
 - 三十二 市民農園の開設の時期
 - 三十三 市民農園の開設の時期
 - 三十四 市民農園の開設の時期
 - 三十五 市民農園の開設の時期
 - 三十六 市民農園の開設の時期
 - 三十七 市民農園の開設の時期
 - 三十八 市民農園の開設の時期
 - 三十九 市民農園の開設の時期
 - 四十 市民農園の開設の時期
 - 四十一 市民農園の開設の時期
 - 四十二 市民農園の開設の時期
 - 四十三 市民農園の開設の時期
 - 四十四 市民農園の開設の時期
 - 四十五 市民農園の開設の時期
 - 四十六 市民農園の開設の時期
 - 四十七 市民農園の開設の時期
 - 四十八 市民農園の開設の時期
 - 四十九 市民農園の開設の時期
 - 五十 市民農園の開設の時期
 - 五十一 市民農園の開設の時期
 - 五十二 市民農園の開設の時期
 - 五十三 市民農園の開設の時期
 - 五十四 市民農園の開設の時期
 - 五十五 市民農園の開設の時期
 - 五十六 市民農園の開設の時期
 - 五十七 市民農園の開設の時期
 - 五十八 市民農園の開設の時期
 - 五十九 市民農園の開設の時期
 - 六十 市民農園の開設の時期
 - 六十一 市民農園の開設の時期
 - 六十二 市民農園の開設の時期
 - 六十三 市民農園の開設の時期
 - 六十四 市民農園の開設の時期
 - 六十五 市民農園の開設の時期
 - 六十六 市民農園の開設の時期
 - 六十七 市民農園の開設の時期
 - 六十八 市民農園の開設の時期
 - 六十九 市民農園の開設の時期
 - 七十 市民農園の開設の時期
 - 七十一 市民農園の開設の時期
 - 七十二 市民農園の開設の時期
 - 七十三 市民農園の開設の時期
 - 七十四 市民農園の開設の時期
 - 七十五 市民農園の開設の時期
 - 七十六 市民農園の開設の時期
 - 七十七 市民農園の開設の時期
 - 七十八 市民農園の開設の時期
 - 七十九 市民農園の開設の時期
 - 八十 市民農園の開設の時期
 - 八十一 市民農園の開設の時期
 - 八十二 市民農園の開設の時期
 - 八十三 市民農園の開設の時期
 - 八十四 市民農園の開設の時期
 - 八十五 市民農園の開設の時期
 - 八十六 市民農園の開設の時期
 - 八十七 市民農園の開設の時期
 - 八十八 市民農園の開設の時期
 - 八十九 市民農園の開設の時期
 - 九十 市民農園の開設の時期
 - 九十一 市民農園の開設の時期
 - 九十二 市民農園の開設の時期
 - 九十三 市民農園の開設の時期
 - 九十四 市民農園の開設の時期
 - 九十五 市民農園の開設の時期
 - 九十六 市民農園の開設の時期
 - 九十七 市民農園の開設の時期
 - 九十八 市民農園の開設の時期
 - 九十九 市民農園の開設の時期
 - 一百 市民農園の開設の時期
 - 二 市民農園の開設の時期
 - 三 市民農園の開設の時期
 - 四 市民農園の開設の時期
 - 五 市民農園の開設の時期
 - 六 市民農園の開設の時期
 - 七 市民農園の開設の時期
 - 八 市民農園の開設の時期
 - 九 市民農園の開設の時期
 - 十 市民農園の開設の時期
 - 十一 市民農園の開設の時期
 - 十二 市民農園の開設の時期
 - 十三 市民農園の開設の時期
 - 十四 市民農園の開設の時期
 - 十五 市民農園の開設の時期
 - 十六 市民農園の開設の時期
 - 十七 市民農園の開設の時期
 - 十八 市民農園の開設の時期
 - 十九 市民農園の開設の時期
 - 二十 市民農園の開設の時期
 - 二十一 市民農園の開設の時期
 - 二十二 市民農園の開設の時期
 - 二十三 市民農園の開設の時期
 - 二十四 市民農園の開設の時期
 - 二十五 市民農園の開設の時期
 - 二十六 市民農園の開設の時期
 - 二十七 市民農園の開設の時期
 - 二十八 市民農園の開設の時期
 - 二十九 市民農園の開設の時期
 - 三十 市民農園の開設の時期
 - 三十一 市民農園の開設の時期
 - 三十二 市民農園の開設の時期
 - 三十三 市民農園の開設の時期
 - 三十四 市民農園の開設の時期
 - 三十五 市民農園の開設の時期
 - 三十六 市民農園の開設の時期
 - 三十七 市民農園の開設の時期
 - 三十八 市民農園の開設の時期
 - 三十九 市民農園の開設の時期
 - 四十 市民農園の開設の時期
 - 四十一 市民農園の開設の時期
 - 四十二 市民農園の開設の時期
 - 四十三 市民農園の開設の時期
 - 四十四 市民農園の開設の時期
 - 四十五 市民農園の開設の時期
 - 四十六 市民農園の開設の時期
 - 四十七 市民農園の開設の時期
 - 四十八 市民農園の開設の時期
 - 四十九 市民農園の開設の時期
 - 五十 市民農園の開設の時期
 - 五十一 市民農園の開設の時期
 - 五十二 市民農園の開設の時期
 - 五十三 市民農園の開設の時期
 - 五十四 市民農園の開設の時期
 - 五十五 市民農園の開設の時期
 - 五十六 市民農園の開設の時期
 - 五十七 市民農園の開設の時期
 - 五十八 市民農園の開設の時期
 - 五十九 市民農園の開設の時期
 - 六十 市民農園の開設の時期
 - 六十一 市民農園の開設の時期
 - 六十二 市民農園の開設の時期
 - 六十三 市民農園の開設の時期
 - 六十四 市民農園の開設の時期
 - 六十五 市民農園の開設の時期
 - 六十六 市民農園の開設の時期
 - 六十七 市民農園の開設の時期
 - 六十八 市民農園の開設の時期
 - 六十九 市民農園の開設の時期
 - 七十 市民農園の開設の時期
 - 七十一 市民農園の開設の時期
 - 七十二 市民農園の開設の時期
 - 七十三 市民農園の開設の時期
 - 七十四 市民農園の開設の時期
 - 七十五 市民農園の開設の時期
 - 七十六 市民農園の開設の時期
 - 七十七 市民農園の開設の時期
 - 七十八 市民農園の開設の時期
 - 七十九 市民農園の開設の時期
 - 八十 市民農園の開設の時期
 - 八十一 市民農園の開設の時期
 - 八十二 市民農園の開設の時期
 - 八十三 市民農園の開設の時期
 - 八十四 市民農園の開設の時期
 - 八十五 市民農園の開設の時期
 - 八十六 市民農園の開設の時期
 - 八十七 市民農園の開設の時期
 - 八十八 市民農園の開設の時期
 - 八十九 市民農園の開設の時期
 - 九十 市民農園の開設の時期
 - 九十一 市民農園の開設の時期
 - 九十二 市民農園の開設の時期
 - 九十三 市民農園の開設の時期
 - 九十四 市民農園の開設の時期
 - 九十五 市民農園の開設の時期
 - 九十六 市民農園の開設の時期
 - 九十七 市民農園の開設の時期
 - 九十八 市民農園の開設の時期
 - 九十九 市民農園の開設の時期
 - 一百 市民農園の開設の時期

二 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地から、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。

三 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の設置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。

四 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。

五 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。

六 その他政令で定める基準に適合するものであること。

4 市町村は、第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 第一項の認定を受けた者（以下「認定開設者」という。）は、当該認定に係る整備運営計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による整備運営計画の変更の認定について準用する。

（報告の徴収）

第八條 市町村長は、認定開設者に対し、市民農園の整備又は運営の状況について報告を求めることができる。

（勧告）

第九條 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画（第七條第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて市民農園の整備又は運営を行つていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定め、必要な改善措置をとるべきことを勧告すること（認定の取消し）。

第十條 前條の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第七條第一項又は第五項の規定による認定を取り消すことができる。

（農地法等の特例）

第十一條 第七條第一項又は第五項の規定による認定が第二條第二項第一号イに掲げる農地に係るものである場合には、認定開設者は、当該認定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は特定都市農地貸付けにつき特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三條第三項（都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一條において準用する場合を含む。）の承認を受けたものとみなす。

2 認定開設者が認定計画に従つて農地を農地以外のものとする場合には、農地法第四條第一項の許可があつたものとみなす。

（市民農園の開設の認定の基準）

第四條 法第七條第三項第六号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。

二 市民農園の用に供する農地が法第二條第二項第一号イに掲げる農地である場合に於ては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されて

(罰則)
第十六条 第六條において準用する土地改良法第九十九條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
第十七条 第八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二年九月政令二七一号により、同年九月二〇日から施行〕

附 則 (平成六年六月二十九日法律第四十九号) 抄

1 (施行期日)
この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日(平成七年四月一日)から「中略」施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
〔後略〕
(市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置)
第九十九条 施行日前に第二百九十九条の規定による改正前の市民農園整備促進法(以下この条において「旧市民農園整備促進法」という)第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(同条の規定による同意を得た市民農園区域は、第二百九十九条の規定による改正後の市民農園整備促進法(以下この条において「新市民農園整備促進法」という)第四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。)(同条の規定による同意を得た市民農園区域とみなす。)
2 この法律の施行の際現に旧市民農園整備促進法第四民農園整備促進法第四條第二項の規定によりされた協議の申出とみなす。

附 則 (平成一一年二月二三日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

附 則 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。

附 則 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年九月二十日)から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則（平成一二年五月一九日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成一三年三月政令九七号により、同年五月一八日から施行〕
（罰則に関する経過措置）
第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。〔後略〕

附 則（平成一二年六月七日政令第三一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附 則（平成一三年三月三〇日政令第九八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十三年五月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一五年一二月一七日政令第五二三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成一五年十二月十九日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第二条 この政令の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一〇月一〇日農林水産・建設省令第二号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一八年五月三一日法律第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕〔平成一八年一月政令三四九号により、平成一九年一月三〇日から施行〕

附 則（平成二一年六月二四日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔平成二一年一二月政令二八四号による〕

附 則（平成二二年一二月一一日政令第二八五号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十二月十五日）から施行する。〔後略〕

り、同年一月一日から施行」
附則第四十三條の規定 公布の日

（政令への委任）
第四十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（後略）

（罰則に関する経過措置）
第八十一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定に於ては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二（前略）附則第三条、（中略）第五十四條、第五十五條（中略）の規定 平成二十七年四月一日

三（略）

（市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第五十五條 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の市民農園整備促進法第十二條第二項の規定の適用については、同項中「指定都市若しくは」とあるのは「指定都市」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則（平成二七年一月二六日政令第三九二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置の原則）
第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為については、申請の不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、こ

附 則（平成二八年三月三一日農林水産・建設省令第四号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成三〇年八月政令二三三号により、同年九月一日から施行〕

附 則（平成三〇年五月一八日法律第二三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の規定は、公布の日から施行する。〔後略〕
〔平成三〇年一月政令三一〇号により、同年十一月一六日から施行〕

の附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月一日政令第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和元年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 〔略〕
二 〔前略〕次条から附則第四条までの規定
附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）

附 則（令和三年七月一四日政令第二〇五号）

附 則（令和元年一月一六日農林水産・国土交通省令第四号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年五月法律第一六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和元年九月一日農林水産・国土交通省令第三号）

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年九月政令第一〇二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二五日農林水産・国土交通省令第四号）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律)施行日(令和七年六月一日)から施行する。〔後略〕	この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年七月十五日)から施行する。	附 則 (令和六年三月二五日農林水産省・国土交通省令第三号) この省令は、令和六年四月一日から施行する。
--	---	---